### 一般社団法人災害総合支援機構 定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人災害総合支援機構と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目 的)

- 第3条 当法人は、防災、減災及び被災地における復旧・復興のための人材資源の育成を目的と し、次の事業を行う。
- (1) 防災・減災・復旧・復興を支援する事業
- (2) 国際貢献事業
- (3) 人材育成事業
- (4) 災害関連制度・減災及び災害復興手法等の研究事業
- (5) 防災・減災・復旧・復興支援に関する普及啓発、提言事業
- (6) 出版事業
- (7) 災害支援団体及び専門家団体との連携事業
- (8) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

- 第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。 (細則の制定)
- 第5条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議を経て、代表理事がこれを定める。

# 第2章 会員及び社員

(会員の種別)

第6条 当法人の会員は次の3種とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 特別会員 当法人の目的に賛同する個人又は法人であって、当法人が入会を要請した者
- (3) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、その活動に協力する個人又は法人

(入社)

- 第7条 当法人の目的に賛同し、入会した正会員を社員とする。
- 2 正会員として入会するには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

### (経費等の負担)

- 第8条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。
- 2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 3 特別会員、賛助会員の入会金及び会費等については細則で定める。

(退社)

- 第9条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。
- 2 特別会員、賛助会員の退社については細則で定める。

(除名)

- 第10条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、 又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一 般財団法人に関する法律第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名するこ とができる。
- 2 特別会員、賛助会員の除名については細則で定める。

(社員の資格喪失)

- 第11条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5)除名されたとき。
- 2 特別会員、賛助会員の資格喪失については細則で定める。

# 第3章 役 員

(理事会の設置及び役員の種類等)

- 第12条 当法人に理事会を置く。
- 2 当法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 3名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内
- 3 理事のうち1名を代表理事とする。
- 4 理事のうちから副代表理事、事務局長、事務局次長を定めることができる。(訂正2月20日)

### (選任等)

- 第13条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。
- 2 前条第3項の代表理事は理事会の決議で選任し、同第4項の副代表理事、事務局長、事務局 次長は、理事の互選によって定める。

#### (職務)

- 第14条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 2 副代表理事は、代表理事の業務執行を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 事務局長は、当法人の事務を掌理する。
- 4 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 理事は理事会を構成する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) 当法人の財産の状況を監査すること。
- (3)前2号の規定による監査の結果、当法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、社員総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又は当法人の財産の状況について、理事会にて意見を述べること。 (任期等)
- 第15条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社 員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

## 第4章 社員総会・理事会

### (種別)

- 第16条 当法人の会議は、社員総会及び理事会の2種とする。
- 2 社員総会は、通常社員総会及び臨時社員総会とする。

## (社員総会の構成)

第17条 社員総会は、社員たる正会員をもって構成する。

#### (社員総会の権能)

### 第18条

社員総会は次に掲げる事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 継続
- (4) 合併
- (5) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (6) 事業報告及び収支決算
- (7) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 借入金(その事業年度内の収支をもって償還する短期借入金を除く)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
  - (10) 事務局の組織及び運営
  - (11) 社員の除名
  - (12) 役員の責任の免除
  - (13) その他当法人の運営に関する重要事項

#### (開催)

- 第19条 通常社員総会は毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 2 臨時社員総会は、次に掲げる場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 社員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第6項第4号の規定に基づいて招集するとき。

### (招集)

- 第20条 社員総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。
- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会の招集通知は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、会日より1週間前までに社員に対して発する。

### (決議の方法)

- 第21条 社員総会の決議は、次項を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 次に掲げる社員総会の決議は、総社員の半数以上が出席し、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3)役員の責任の免除
- (4) 定款の変更
- (5) 事業の全部譲渡
- (6)解散
- (7)継続
- (8) 合併

### (議決権)

第22条 社員総会において、社員は各1個の議決権を有する。

### (議決権の代理行使)

- 第23条 社員は、社員総会において他の社員を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。
- 2 前項の代理権の授与は、社員総会ごとにしなければならない。
- 3 第1項の社員又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、当法人に対し、その

用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による当法人の承諾を得て、当該 書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該社員 又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

(書面による議決権の行使)

- 第24条 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、社員総会の日時の直前の業務時間の終了時までに当該記載をした議決権行使書面を当法人に提出して行う。
- 2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席者数及び議決権数に算入する。 (議長)
- 第25条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第26条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

(理事会の構成)

第27条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

- 第28条 理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。
  - (1) 社員総会に付議すべき事項
  - (2) 社員総会において議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他社員総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

- 第29条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。
- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事から理事会の目的である事項を示して招集の請求があったとき。
- 第30条 理事会は代表理事が招集する。
- 2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、請求があった日から5日以内に、 その請求があった日から14日以内の日を開催日と定めた理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときの招集通知は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面 又は電磁的方法により、会日の5日前までに理事に対して発する。

(理事会の議長)

第31条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の議決)

第32条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決する。

(理事会での議決権)

- 第33条 理事会における各理事の議決権は平等なものとする。
- 2 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

- 第34条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
  - (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第35条 当法人の資産は次に掲げるものをもって構成する。
  - (1) 設立当初の財産目録に記載された資産

- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第36条 当法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、社員総会の議決を経て代表理事が 別に定める。

(会計の原則)

- 第37条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従って行うものとする。 (事業計画及び予算)
- 第38条 当法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、社員総会の議決を 経なければならない。
- 2 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算に予備費を設けることができる。
- 3 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、社員総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(暫定予算)

- 第39条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

- 第40条 当法人の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、社員総会の議決を経なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第41条 当法人の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする。

第6章 附 則

(最初の事業年度)

第42条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成26年8月31日までとする。

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第43条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

(設立時の役員)

第44条 当法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 中田 準一

理事 庫川 尚益

理事 中野 明安

監事 藤田 千晴

以上、一般社団法人災害総合支援機構を設立するためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名 押印する。

平成26年2月 日

設立時社員中田準一印設立時社員中野明安印設立時社員藤田千晴印